

# VII. 幼児教育・保育の無償化

## 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

- ・平成26年度～ 毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
- ・平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)
- ・平成30年5月31日 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(とりまとめ)
- ・平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)
- ・平成30年10月15日 国と地方の協議の場
- ・平成30年11月21日 教育の無償化に関する国と地方の協議
- ・平成30年12月3日 教育の無償化に関する国と地方の協議
- ・平成30年12月17日 国と地方の協議の場
- ・平成30年12月25日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第1回)
- ・平成30年12月28日 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(関係閣僚合意)
- ・平成31年2月14日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第2回)
- ・令和元年5月10日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立

## 幼児教育の段階的無償化の取組み

各年度予算措置	負担軽減の内容
平成26年度予算 公費:312億円 (国:104億円、 地方:208億円)	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃
平成27年度予算 公費:189億円 (国:60億円、 地方:129億円)	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ
平成28年度予算 公費:382億円 (国費:126億円、 地方:256億円)	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度予算 公費:69億円 (国費:24億円、 地方:45億円)	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度予算 公費:56億円 (国費:21億円、 地方:35億円)	幼稚園等の保育料について ・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

(参考) 平成26年以降に進めてきた幼児教育の段階的な無償化に係る財源の負担割合は以下の通り。

- ・ 特定教育・保育施設については施設型給付における負担割合(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ 新制度未移行幼稚園については就園奨励費補助事業における負担割合(国1/3、市町村2/3)
- ・ 公立施設については施設型給付における負担割合(市町村10/10)。 ※ 地方交付税措置

# 幼児教育・保育の無償化の概要

## 1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨☒☒幼児教育保育の負担軽減☒☒る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培 幼児教育の重要性

## 2. 対象者・対象範囲等

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳☒☒幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育標準的な利用料)の利用料を無償化
  - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円(注:国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円)まで無償化
  - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
  - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充(年収360万円未満相当世帯)
- 0～2歳☒☒上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

### (2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
  - ※ 保育の必要性の認定
  - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一部預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満たすよう指導・監督

### (3) 認可外保育施設等

- 3～5歳☒☒保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3万円)までの利用料を無償化
  - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
  - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
  - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳☒☒保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

- ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
- ・ 市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
- ・ 都道府県等有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
- ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
- ・ 5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

### 3. 財源

#### (1) 負担割合

- 財源負担の在り方☒☒国地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合☒☒国2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

#### (2) 財政措置等

- 初年度の取扱い☒☒初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費☒☒初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担する措置
- システム改修費☒☒平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

### 4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

### 5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法☒☒新制度の対象施設・現物給付を原則。未移行幼稚園…市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）  
認可外保育施設等…償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

# 幼児教育・保育の無償化（概要）

生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策を目的として、「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、令和元年10月より実施。

- 3～5歳の保育所等の利用料を無償化等を実施（下記参照）。対象人数は約300万人。
- 財源は、国と地方で適切な役割分担をすることが基本であり、消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保。（元年度は事業費・事務費ともに全額国費で負担、事務費は2年度も全額国費、3～5年度も一部全額国費、令和3年度の事務費は地方財政措置）（令和3年度予算は事業費8,858億円（公費））
- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、国と地方自治体による協議（知事会・市長会・町村会から推薦された首長等がメンバー）を継続して実施。

<無償化前>

施設等の種類	認定区分		歳児クラス	保育料 (月額)
子ども子育て支援新制度対象園	教育・保育給付	1号	3歳～5歳 (新制度幼稚園、認定こども園)	所得に応じて徴収 (最大25,700円)
		2号	共働き家庭等の 3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均37,000円)
		3号	共働き家庭等の 0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均42,000円)
私学助成園			3歳～5歳 (新制度未移行幼稚園)	所得に応じて還付 (最大25,700円)
認可外保育施設等			共働き家庭等の 3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収
			共働き家庭等の 0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収



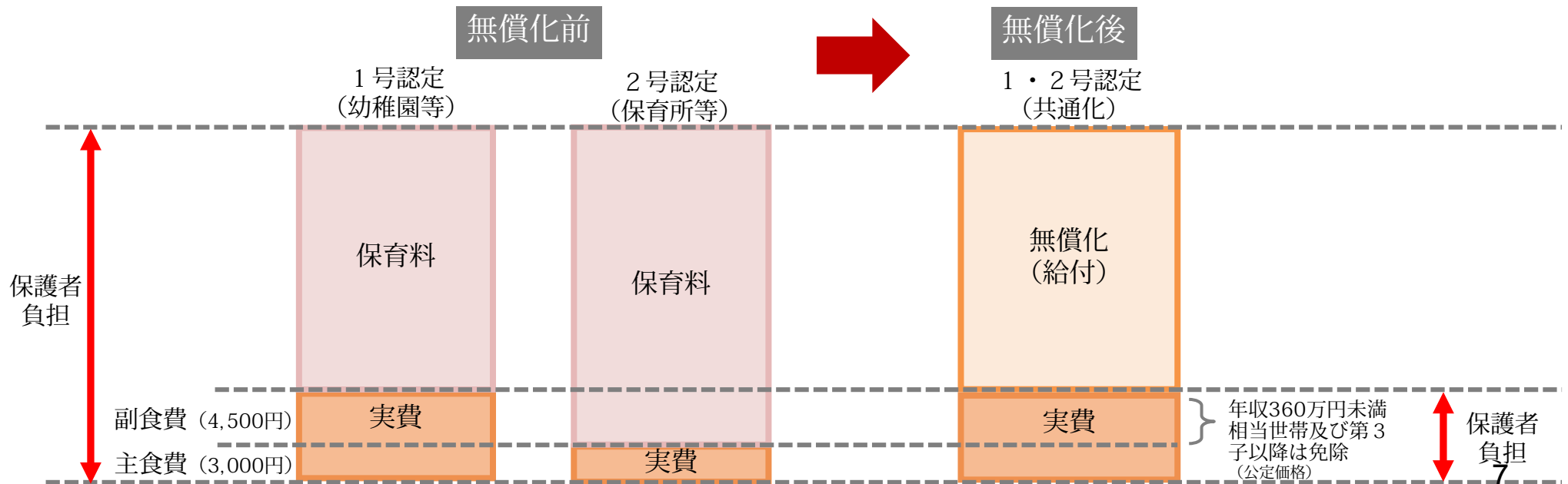
<無償化後>

認定区分		保育料 (月額)	+	預かり保育等利用料 (月額)
教育・保育給付	1号	所得にかかわらず 0円(不徴収)	+	所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 ※共働き家庭等の場合のみ
	2号	所得にかかわらず 0円(不徴収)		預かり保育を実施していない場合 や十分な実施水準ではない場合、 預かり保育の残額の範囲で認可 外保育施設等の利用が可能
	3号	市町村民税非課税世帯は 0円(不徴収)		
施設等利用給付 (新設)	1号	所得にかかわらず 25,700円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担	+	所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 ※共働き家庭等の場合のみ
	2号	所得にかかわらず 37,000円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担		
	3号	市町村民税非課税世帯は 42,000円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担		

# 幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
  - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。  
※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降
  - さらに、副食費の免除対象を拡充し、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降とする。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。





# ○副食費の免除対象の範囲


年収360万円未満相当（1号☒☒第Ⅲ階層、2号☒☒第Ⅳ階層の一部まで）の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。

## ・1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降


 これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲


 これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

 今回、新たに副食費を免除する範囲

## ・2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

 これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

 今回、新たに副食費を免除する範囲

※ 多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとする。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	年齢に関わらず世帯の子の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子 <b>8</b>